

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪苗代町長

市町村名 (市町村コード)	猪苗代町 (074080)
地域名 (地域内農業集落名)	入江地区 (入江集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落内の耕作者は40歳代から70歳代までバランスが取れているものの、現在のところ後継者の目途がたっていない者が多い。
兼業農家が多く、農業経営での利益確保が難しい。全戸参加型の集落営農体制での営農をそばだけではなく稲作でも取り組みたい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後、現状を維持しつつ、農地の規模拡大や生産コストの低減、経営の複合化、加工直販といった6次産業化にも取り組んでいきたいという意向がある。
猪苗代地区で昭和62年度に実施した、最初の県営圃場整備事業の時に作業効率を勘案した耕作者を中心とした団地化を図る換地を行ったので、集落の農地利用は今後も中心経営体である農業者が担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落内の農地を中心経営体や農業者で担いきれない場合には、他の集落の認定新規就農者の受け入れを促進することで対応する。農地所有者は、原則として集落に相談を行なった上で農地を機構等を活用して貸付け、耕作者は機構等を活用して農地を借り受ける。農地所有者は、原則として農地を機構に貸付し、耕作者は機構を通して農地を借り受ける。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し農地所有者は地域計画を参考に営農改善組合に相談の上、機構等を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
中心経営体の高齢化が今後進んでいくことから集落内の若手の者がスムーズに後継者となりやすい環境整備を行うため、地域で営農指導等のサポートができる体制づくりに取り組む。 新規就農者等を確保するため、相談があった際には積極的に受け入れ、農業者に営農指導等の協力を要請し集落で支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受委託については必要に応じて適宜検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑦機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。中心経営体だけではなく、集落全体の農業者・土地所有者一体となって農地保全に取り組む。
- ⑩各種事業等で集まる際に農地利用等について話し合いを行う。

入江 地域計画エリア

